

別表第4

(平13 厚労告158・全改、平13 厚労告234・平14 厚労告389・平16 厚労告370・平17 厚労告465・平19 厚労告197・一部改正)

1 すべての化粧品に配合の制限がある成分

成分名	100g 中の最大配合量(g)
サリチル酸ホモメンチル	10
2—シアノ—3, 3—ジフェニルプロパ—2—エン酸2—エチルヘキシルエステル(別名オククリレン)	10
ジパラメキシケイ皮酸モノ—2—エチルヘキサン酸グリセリル	10
パラアミノ安息香酸及びそのエステル	合計量として4.0
4—tert—ブチル—4'—メキシジベンゾイルメタン	10

2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)

成分名	100g 中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されることがない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることがある化粧品
4—(2—β—グルコピラノシロキシ)プロポキシ—2—ヒドロキシベンゾフェノン	5.0	5.0	
サリチル酸オクチル	10	10	5.0
2, 5—ジイソプロピルケイ皮酸メチル 10 10	10	10	
2—[4—(ジエチルアミノ)—2—ヒドロキシベンゾイル]安息香酸ヘキシルエステル	10.0	10.0	
シノキサート	○	5.0	5.0
ジヒドロキシジメキシベンゾフェノン	10	10	
ジヒドロキシジメキシベンゾフェノンジスルホン酸ナトリウム	10	10	
ジヒドロキシベンゾフェノン	10	10	
ジメチコジエチルベンザルマロネート	10.0	10.0	10.0
1—(3, 4—ジメキシフェニル)—4, 4—ジメチル—1, 3—ペンタンジオン	7.0	7.0	
ジメキシベンジリデンジオキソイミダゾリジンプロピオン酸2—エチルヘキシル	3.0	3.0	
テトラヒドロキシベンゾフェノン 10 10 0.050	10	10	0.050
テレフタリリデンジカンフルスルホン酸	10	10	
2, 4, 6—トリス[4—(2—エチルヘキシルオキシカルボニル)アニリノ]—1, 3, 5—トリアジン	5.0	5.0	
トリメキシケイ皮酸メチルビス(トリメチルシロキシ)シリルイソペンチル	7.5	7.5	2.5

ドロメトリゾールトリシロキサン	15.0	15.0	
パラジメチルアミノ安息香酸アミル	10	10	
パラジメチルアミノ安息香酸2—エチルヘキシル	10	10	7.0
パラメキシケイ皮酸イソプロピル・ジイソプロピルケイ皮酸エステル混合物(注2)	10	10	
パラメキシケイ皮酸2—エチルヘキシル	20	20	8.0
2, 4—ビス—[ {4—(2—エチルヘキシルオキシ)—2—ヒドロキシ}—フェニル]—6—(4—メキシフェニル)—1, 3, 5—トリアジン	3.0	3.0	
2—ヒドロキシ—4—メキシベンゾフェノン	○	5.0	5.0
ヒドロキシメキシベンゾフェノンスルホン酸及びその三水塩	10(注3)	10(注3)	0.10(注3)
ヒドロキシメキシベンゾフェノンスルホン酸ナトリウム	10	10	1.0
フェニルベンズイミダゾールスルホン酸	3.0	3.0	
フェルラ酸	10	10	
2, 2'—メチレンビス(6—(2H—ベンゾトリアゾール—2—イル)—4—(1, 1, 3, 3—テトラメチルブチル)フェノール)	10.0	10.0	

(注1) 空欄は、配合してはならないことを示し、○印は、配合の上限がないことを示す。

(注2) パラメキシケイ皮酸イソプロピル72.0～79.0%、2, 4—ジイソプロピルケイ皮酸エチル15.0～21.0%及び2, 4—ジイソプロピルケイ皮酸メチル3.0～9.0%を含有するものをいう。

(注3) ヒドロキシメキシベンゾフェノンスルホン酸としての合計量とする。